

一般社団法人鹿児島県LPガス協会会長 様

鹿児島県危機管理局消防保安課長



LPガス販売事業者に対する立入検査の結果について（通知）

貴協会におかれては、かねてから本県の消防保安行政に御理解、御協力いただきますとともに、会員事業者の保安対策に尽力されていることに対し感謝申し上げます。

さて、当課では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第3項に基づき、今年度31件のLPガス販売事業者を立入検査し、その結果、下記のとおり法令違反等を確認しました。

違反が確認された事業者に対しては個別に指導したところですが、保安に関する違反事項も多く見られたことから、災害の発生を防止するため、貴会員事業者に対して広く周知し、自主保安の促進を図ってくださるようお願いいたします。

また、昨年7月に、本県において業務用厨房でCO中毒事故（負傷者3名、うち2名入院）が発生したため、立入検査の中で業務用厨房におけるCO警報器の設置状況についても確認しました。その結果、LPガス販売事業者によって、顧客先での警報器の設置状況はまちまちであり、業務用厨房における警報器の設置が進んでいないことが窺われました。業務用厨房においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、従業員のみならず来店者も巻き込み被害が拡大するおそれがあり、事故の防止を図るためには、十分な給排気と併せてCO警報器の設置促進が重要です。ついては、顧客先でCO警報器の設置が進んでいない会員事業者にあつては、今後も引き続き設置促進を図ってくださるようお願いいたします。

記

【違反の内容】

- 1 定期消費設備調査の結果不適であったにも関わらず改善されていない。
- 2 保安業務用機器である緊急工具類が、劣化、又は破損している（保安業務用機器は緊急時にすぐ使えるようにしておかなければならない）。
- 3 保安教育が実施されていない（保安講習会等を従事者が受講するだけでは不可）。
- 4 販売事業者の標識がない。
- 5 貯蔵施設の警戒標が不適。
- 6 料金の算定根拠を、料金請求のたびに消費者に通知していない。
- 7 新たに契約した消費者に対し、旧書式の14条書面を交付している（取引適正化指針）。
- 8 消費者からの苦情受理簿を作成していない（取引適正化指針）

（連絡先）

鹿児島県危機管理局  
消防保安課保安係  
TEL. 099-286-2262（直通）